

## 魚沼ブランド推奨要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、魚沼市内における農産物等の生産者の意欲向上並びに地産地消の推進及び付加価値の高い農産物等の生産、加工、製造の振興を図るとともに、魚沼市を広くアピールすることを目的に、魚沼市産のこだわりをもった農産物等を「魚沼ブランド」として推奨することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「農産物等」とは、魚沼市内において生産された農産物、水産物、林産物及び畜産物並びにこれを原料とした加工・製造品をいう。

2 この要綱において「魚沼ブランド」とは、品質がよく、販売実績や信頼性のある農産物等で、次条の要件を満たし推奨を受けたものをいう。

### (推奨の要件)

第3条 魚沼ブランドは、当該農産物等が次の各号を満たし、別表の「魚沼ブランド推奨品目」に指定されていること。

(1) 次のアからウのいずれかを満たすものであること。

ア 農産物、水産物、林産物及び畜産物にあっては、魚沼市内で栽培・飼育されていること。

イ 加工・製造品にあっては、主たる原料が魚沼市産であること。

ウ その他、魚沼市の伝統文化、風土にあった特徴的なものであること。

(2) 当該農産物等の品質管理がなされていること。

ア 農産物等毎に別に定める基準（以下「推奨基準」という。）に適合していること。

イ 品質、鮮度が優れていること。

(3) 消費者に信頼される農産物等であること。

ア 食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守していること。

イ 人や自然に配慮した生産が行われていること。

ウ 消費者からの苦情や要望等に的確に応じられること。

### (委員会の設置)

第4条 魚沼ブランドの推奨に関し必要な事項を審議するため、おいしい魚沼ブランド推奨委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

### (推奨の申請資格者)

第5条 魚沼ブランドの推奨を受けることができる者は、農産物等を生産する者、加工・製造する者、その他農産物等に関係する団体とする。

(推奨の手続等)

第6条 魚沼ブランドの推奨を受けようとする者は、魚沼ブランド推奨申請書(様式第1号)に当該農産物等の見本、その他審査に必要な書類を添えて、委員会が定める期限までにおいしい魚沼ブランド推奨委員長(以下、「会長」という。)に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、第3条の要件に照らし、推奨の適否を決定するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により推奨が適当であると決定したときは、当該申請者に対し、魚沼ブランド推奨書(様式第2号。以下「推奨書」という。)を交付するとともに、魚沼ブランドとして推奨する当該農産物等(以下「推奨品」という。)の名称、生産者又は製造・加工者等その他推奨に関し必要な事項を公表するものとする。
- 4 会長は、第2項の規定により推奨が不適當であると決定したときは、当該申請者に対し、魚沼ブランド推奨棄却通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(推奨の有効期間)

第7条 魚沼ブランドの推奨の有効期間は、推奨の日から起算して3年とする。

(推奨品に係る変更)

第8条 推奨書の交付を受けた者(以下「ブランド取得者」という。)が、次の各号に掲げる推奨品に係る内容等を変更しようとするときは、魚沼ブランド推奨変更申請書(様式第4号)を作成し、会長の承認を受けなければならない。ただし、その他の軽微な変更を行うときは、魚沼ブランド推奨事項変更届(様式第5号)の届出によるものとする。

- (1) ブランド取得者の氏名又は名称若しくは代表者名を変更するとき。
- (2) 推奨品の名称を変更するとき。

(推奨マークの使用)

第9条 ブランド取得者は、魚沼ブランド推奨マーク(様式第6号。以下「推奨マーク」という。)を推奨品又は推奨品の包装・容器、広告・宣伝等に使用することができる。

- 2 推奨マークの使用に関しては別に定めるところによる。
- 3 会長は、前2項の規定に違反する行為があると認めるときは、その者に対し当該行為の禁止を命じるものとする。

(推奨の取消し等)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会に諮り、魚沼ブランドの推奨を取り消すことができる。

- (1) 推奨品が第3条に定める要件に適合しなくなったとき。
  - (2) 虚偽の申請により推奨を受けたとき。
  - (3) 推奨品の生産、加工・製造若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- 2 前項の規定により推奨を取り消された者は、当該取消しの日から起算して1年を

経過しなければ、新たに魚沼ブランドの推奨に係る申請をすることができない。

(ブランド取得者の責務)

第 11 条 ブランド取得者は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) 推奨品の生産、加工・製造又は販売を通じて、当該推奨品の情報発信を積極的に行い、市内の産業の振興に努めること。
  - (2) 推奨品の計画的な生産、流通及び適正な保管並びに流通体制の整備を行うこと。
- 2 推奨品の品質、流通、販売等において事故等が生じたときは、ブランド取得者がその責務を負うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。